

中東における軍事衝突の拡大防止と外交的解決を求める決議

中東地域において、イスラエルとイランの対立が激化し、イランの核関連施設に対する空爆を含む軍事行動が行われた。また、パレスチナ自治区ガザ地区周辺における武力衝突、更にはアメリカ軍による一部軍事作戦の実施が重なり、地域の緊張はかつてないほど高まっている。

イスラエル及びイランによる核兵器開発疑惑は、国際的な核不拡散体制を根幹から揺るがす重大な問題であり、国際社会が一致団結して対処すべき課題である。一方で、武力による一方的な対応は、多くの民間人に甚大な被害をもたらす危険性があり、報復の連鎖によって地域全体の更なる不安定化を招くおそれがある。

特にパレスチナ自治区ガザ地区などの市街地への攻撃は、子どもを含む無辜の市民の命を奪いかねず、国際人道法に違反する行為であるばかりか、人道的理念に著しく反する深刻な危機をもたらしている。

唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器の非人道性と戦争の悲惨さを訴え、非戦と恒久平和の実現を主張することは、先の大戦以来、平和国家として歩んできた日本の果たすべき歴史的責務である。

今こそ、武力による対立の激化を阻止し、対話と外交による平和的解決に向けた国際社会の総力を結集すべきときである。

よって、本市議会は、民間人の犠牲がこれ以上拡大することを強く憂慮し、次の事項を求める。

- 1 中東地域におけるいかなる国による武力行使も、国際法及び人道的観点に照らして厳しく非難されるべきものであり、民間人の犠牲を伴う軍事衝突の即時停止をすること。
- 2 特にパレスチナ自治区ガザ地区を含む地域においては、民間人の保護を最優先とした即時停戦及び人道支援の確保が早急に実現されるよう、国際社会が連携して対応すること。また、日本政府がその取組を主導すること。
- 3 日本政府は、国連などの国際機関や関係国と緊密に連携し、中東における緊張の緩和と平和的解決に向けて、協調的かつ非軍事的な外交的貢献を行うこと。
- 4 日本が国際社会における平和の実現に向けた道義的責任を果たし続けるため、国際秩序の維持、外交情報力の強化、並びに平和外交の実効性向上に全力を挙げること。

以上、決議する。

令和7年6月26日

内閣総理大臣
総務大臣殿
外務大臣

座間市議会